

# 愛知学院大学受託・共同事業取扱規程

平成 29 年 4 月 1 日施行

## (目的)

第1条 この規程は、愛知学院大学学則第1条の5に基づき愛知学院大学(以下「本学」という。)が、社会貢献に資するため、その教育研究活動の一環として、本学が保有する教育研究資源を活用して行われる受託事業及び共同事業(以下「受託事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、「受託事業」とは、政府機関、地方公共団体、民間企業及びこれらに準じる学外機関等の委託・協力依頼を受けて、本学の設置する機関が受託機関及び協力機関となって、本学が設置する機関の組織及び構成員が遂行する事業をいう。

## (受入れ基準)

第3条 本学は、受託事業を受け入れるに当たり、次の各号に掲げる基準を満たしているときは、次条に規定する受入れ条件を付して受け入れることができる。

- (1) 事業内容が、本学の定める業務に該当し、かつ、教育理念、倫理規定に反していないこと。
- (2) 事業内容が、本学の教育研究及び社会貢献に有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障が生ずるおそれがないこと。
- (3) 事業内容が、本学が積極的に関与できる内容であり、かつ、経費・人的負担を一方的に本学に求めるおそれがないこと。

## (受入れ条件)

第4条 受託事業の受入れの条件は、次のとおりとする。

- (1) 本学に受託事業を委託する者(以下「委託者」という。)は、受託事業に関する概要及び事業に要する経費について本学に提出すること。
- (2) 委託者が、受託事業承諾の通知を受理した後又は受託事業契約の締結後に受託事業を一方的に中止しないこと。ただし、委託者から申出があった場合は、双方協議のうえ、決定すること。
- (3) 事業経費により取得した設備等は、本学の所有とすること(本学と委託者との間に別段の合意がある場合を除く。)
- (4) 本学のやむを得ない事由により受託事業を中止し、又はその期間を延長する場合は、本学はその責を負わないこと。
- (5) 委託者から本学へ事業協力者として派遣された者は、事業責任者の指示及び本学の諸規則を遵守すること。

## (受託事業の申請)

第5条 受託事業を受け入れようとする部課所等の長は、本学に受託事業を委託しようとする者に対し、あらかじめ事業担当者と協議して作成した事業内容の詳細とあわせて別に定める受託・共同事業申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)を提出させるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請案件が公募型の事業である場合は、その事業の応募書類等の写しをもって事業内容の詳細に代えることができるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、申請案件が国、政府関係機関、地方公共団体又は国際機関からの

委託である場合は、必要な事項が網羅されていれば、申請書以外の様式であっても、受理することができる。

(受入れ決定)

第6条 受託事業を受け入れようとする部課所等の長は、受託事業を委託しようとする者から申請書の提出があった場合、当該部課所等の所属長が教育研究活動に支障がないと認めるときは、受託・共同事業承認申請書(様式第2号)(以下「承認申請書」という。)を研究推進・社会連携部社会連携課に提出し、学長に受入れ可否について申し出るものとする。

2 前項の場合において、複数の部課所等にまたがって行われる受託事業の受入れの申出は、事業責任者の所属する部課所等の長があらかじめ関係部課所等の長と協議の上、行うものとする。

3 学長は、部課所等の長から前2項に規定する申出があった場合は、遅滞なく受入れの可否を決定するものとする。ただし、申出の内容に関し、学長が審議を要すると認めた場合は、学部長会の議を経て決定するものとする。

(受入れ決定の通知・承諾書等)

第7条 学長は、受託事業の受入れを決定したときは、当該部課所等の長に承認申請書の回答書で通知するとともに、委託者に対し、受託・共同事業受入承諾書(様式第3号)により通知するものとする。ただし、受託事業の実施に当たり契約締結を要する場合は、受託・共同事業受入承諾書による通知に代えて、受託事業契約を締結するものとする。

(事業費の納入)

第8条 委託者は、別段の定めがない限り、原則として締結後 30 日以内に本学に事業費を納入するものとする。

2 いったん納入された事業費は、原則として返還しない。ただし、学内理事会においてやむを得ない理由と判断した場合は、当該事業費の全部又は一部を返還することができる。

(事業費)

第9条 事業費は、第1号に掲げる経費とする。ただし、受託事業の性質その他やむを得ない理由がある場合は、第2号によることができる。

(1) 次に掲げる経費の合計額

直接経費 受託事業の遂行に直接必要となる経費に相当する額

間接経費 受託事業の遂行に関連して直接経費以外に必要となる経費を勘案して定める額

(2) 受託事業が、国、政府関係機関、地方公共団体又は国際機関からの委託又は再委託であり、当該事業費に特段の定めがある経費

(間接経費)

第10条 委託者は、直接経費の15%(5%に消費税を足した率)に相当する額を、間接経費として本学に納入するものとする。ただし、前条第2号の場合はその限りでない。

(事業費の支出及び精算)

第11条 事業担当者は、事業費の支出及び精算は、「学校法人愛知学院大学経理規程」及びその他関連規定に基づいて行う。

(受託事業の中止)

第12条 事業担当者は、やむを得ない理由により受託事業を中止し、又はその期間を延長する必要が生じたときは、遅滞なく所属する部課所等の長に申し出なければならない。

2 部課所等の長は、前項の申出に基づき委託者と協議した結果、受託事業の中止又はその期間

の延長が必要であると認めるときは、学長にその旨を申し出るものとする。

3 学長は、部課所等の長から前項に規定する申出があった場合は、受託事業の中止またはその期間の延長を決定するものとする。ただし、申出の内容に関し審議を要すると認められた場合は、学部長会の議を経て決定するものとする。

4 学長は、前項の決定に基づき、委託者に通知し、必要に応じて変更契約の締結を行うものとする。

(事業成果の報告)

第13条 事業担当者は、受託事業が完了したときは、事業完了後30日以内に受託・共同事業完了届(様式第4号)及び収支報告書を所属する部課所等の長、研究推進・社会連携部社会連携課を経て、学長に報告するものとする。

2 事業責任者は、受託事業の成果を実績報告書として取りまとめ、委託者及び学長に提出するものとする。ただし、委託者において実績報告書の提出を必要としない場合は、この限りではない。

(知的財産権の取扱い)

第14条 受託事業で生じた知的財産権に関する取扱いは、契約に別段の定めのない限り、「学校法人愛知学院職務発明等規程」による。

(事業補助者)

第15条 事業担当者は、学内外から一般社会人・学生等の事業補助者を受け入れる場合は、あらかじめ所属部課所の所属長等及び事務局長等の承認を得た後、人事部に了承を求めなければならない。

(事務)

第16条 この規程に関する事務は、研究推進・社会連携部社会連携課が行う。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、学内理事会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年7月1日から施行する。